

当日に大雨警報、暴風警報等が発令された場合の臨時休業の判断基準について(お知らせ)

大雨等に伴う臨時休業の基準について、改めて以下のとおり周知いたします。

◇当日の午前7時または登校までに以下の警報が発令された場合

警報の種類	対象校	対応
特別警報 暴風警報 大雨警報(浸水害)	市内全校	臨時休業
大雨警報(土砂災害)	南松尾はつが野学園 槇尾学園 南池田小学校 南池田中学校	臨時休業
	上記以外の学校	通常登校

◎大雨警報(浸水害)と大雨警報(土砂災害)の両方が発令されている場合は、市内全校が臨時休業となります。

◎学校周辺での局地的な豪雨やその他の突発的な災害発生時には、学校ごとに臨時休業等を決定する場合があります。

◎大雨等による臨時休業等の対応については、必要に応じて保護者連絡アプリ「tetoru」で学校よりお知らせするほか、市ホームページでもお知らせします。

【参考】

大雨警報は、以下の2つに区分され、テレビ等での発表では、詳細に発表されない場合があります。

- ・大雨警報(浸水害)
- ・大雨警報(土砂災害)

これらの内容は、気象庁 HP (和泉市の警報・注意報) で確認できます。

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=2721900

